消防予第1号令和4年1月7日

各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長 | | | | | | | | |

消防庁予防課長 (公印省略)

住宅用火災警報器の設置状況等調査について

住宅用火災警報器の全国における設置率等は、令和3年6月1日時点の調査で、設置率83.1%、条例適合率68.0%となりました。

住宅用火災警報器の未設置世帯等に対して、火災予防条例に適合するように設置していただくよう、より効果的な普及啓発を行うとともに、既に住宅用火災警報器を設置していただいている世帯に対しては、定期的な作動確認や、設置から 10 年を経過した本体の交換を促進するなど、適切な維持管理(点検・交換)に関する取組み等を、「住宅用火災警報器設置・維持管理対策基本方針」に基づき実施することが重要です。

つきましては、住宅用火災警報器の設置状況等の実態を把握するため、下記のとおり 調査を実施しますのでご協力をお願いします。

記

1 調査内容

消防本部の管轄区域内の住宅(共同住宅・長屋含む)における住宅用火災警報器の 設置状況等

2 調査方法

【別添1】で示した方法

3 調査結果の報告

(1) 都道府県

令和4年6月6日 (月) までに、【別添2-1】に各消防本部の調査結果をとりまとめ、消防庁予防課(yobouka-y@ml. soumu. go. jp)あてに電子メールにて報告をお願いします。

なお、【別添2-1】に記載している各消防本部名等は、今年度報告された調査結

果に基づき作成していますので、本部名称等に変更があった際には適宜修正し報告をお願いします。

(2) 消防本部

各管轄地域の調査結果を【別添2-2】回答シートに取りまとめ、都道府県あて に回答をお願いします。

4 その他

- (1) 調査結果が確定値として公表されるデータであることを十分理解していただき、報告をお願いします。なお、令和4年6月1日を統一時点として公表する予定です。
- (2) 調査結果発表時には、維持管理状況調査の個別の結果を併せて発表いたします。 維持管理に関する適切な現状把握を行うため、経過年数、作動確認等の詳細項目 の調査の実施に努めていただきますようお願いします。
- (3) 調査の際、一部設置世帯及び未設置世帯に対しては、住宅用火災警報器の設置促進に努めていただきますようお願いします。
- (4) 調査の際、既に住宅用火災警報器を設置している世帯については、【別添3】を 適宜活用し、作動確認の必要性やその方法等の維持管理についての周知に努めてい ただきますようお願いします。また、半年以内に作動確認を実施していない世帯に ついては積極的に必要性を説明し、作動確認を実施してもらうように努めてくださ い。
- (5) 調査の際、新型コロナウイルス感染防止対策に留意し、電話や電子メールを活用したアンケート調査や、ホームページへのアンケートフォームの掲載、SNSを活用した協力依頼など、必要に応じて対面によらない調査方法についても配意してください。

〈連絡先〉

消防庁予防課 佐藤・藤本・河野

電話:03-5253-7523

住宅用火災警報器設置状況調查方法

第1 趣旨

各世帯における住宅用火災警報器の設置状況等を把握し、今後の普及啓発広報及び既に住宅用火災警報器を設置している世帯への適切な維持管理広報に関する施策に活用することを趣旨とする。

第2 調査

1. 調査実施主体

消防署又は消防本部とする。

消防署又は消防本部職員は、地域関係者(女性防火クラブ、消防団、自主防災組織、町内会、自治会等)と積極的に連携して調査を行うよう努めることとする。

2. 調査方法

調査を実施する世帯(以下「調査世帯」という。)を無作為抽出により決定し、調査員による訪問調査を基本とするが、感染防止対策等に留意し、各本部において実施可能な方法により 確実な調査を実施すること。

3. 調査世帯数の決定

調査世帯数については、各消防本部が管轄する地域の世帯数に応じて下記の表による世帯数以上の調査を実施すること。

調査対	象 世 帯 数 早 見 表
管轄世帯数(1月1日現在)	調査対象世帯数
20,000 世帯以上	96 世帯以上
	※東京消防庁にあっては 384 世帯以上
10,000 世帯~19,999 世帯	43 世帯以上
9,999 世帯以下	24 世帯以上

4. 調査世帯の決定方法

- ▶ 無作為抽出により調査世帯を決定すること。
- ▶ 無作為抽出の結果、共同住宅又は長屋が抽出された場合は、無作為にその中の1世帯を抽出し、調査世帯とすること。
- ▶ 調査対象世帯を数カ所の地域に絞り込み調査を行う場合(層別抽出(例)参照)について も、調査地域が偏ることの無いように配慮すること。

〇無作為抽出の方法 (例)

- ▶ 調査対象地域の全世帯リスト(住民基本台帳や住宅地図など)を準備する。
- ▶ リストの全世帯に1からN(全世帯数)までの番号を付ける。
- 次式により抽出間隔を決定する(小数点以下は四捨五入)。
- ▶ d = N÷n'(d:抽出間隔、N:調査対象地域の全世帯数、n':調査世帯数)
- ▶ 最初の抽出番号Sをサイコロ等により無作為に決定する。その後、S+d、S+2d、…に該当する番号を抽出する。
- ※全世帯数に番号を付したのち、乱数表(別紙参照)による抽出を行ってもよい。

〇層別抽出の方法 (例)

- ▶ 郵便番号の一覧等から、乱数表(別紙参照)を使用し調査対象地域を数カ所選定する。
- 選定した調査対象地域の中から、丁目の一覧等を利用し調査世帯を選定する。



※乱数表を使用して、調査対象地域を 選定し、選定された各地域において 5~10世帯の調査を行う。 エロ環定後の調査サ帯の決定につい

丁目選定後の調査世帯の決定については、上記無作為抽出の例によること。

5. 質問項目及び調査票

- ▶ 「設置状況について」、「調査世帯の住宅区分」、「機器の経過年数」、「作動確認の実施状況 について」、「作動確認の結果」を質問項目の必須項目とする。
- ▶ 調査票については、調査票(例)を参照すること。

6. 集計について

消防本部の条例適合率及び設置率は次式により算出。

(設 置 率)% = ((設置世帯数) + (一部設置世帯数)) ÷ (調査世帯数) × 100 (条例適合率)% = (設置世帯数)÷ (調査世帯数) × 100

- ・設置世帯 …住宅用火災警報器を各市町村条例等に基づき設置が義務付けられている住宅の部分の全てに設置していると回答した世帯
- ・一部設置世帯…設置世帯以外で住宅用火災警報器を各市町村条例等に基づき設置が義務付けられている住宅の 部分に1個以上設置していると回答した世帯
- ・自動火災報知設備等が設置されていることで、住宅用火災警報器の設置が条例で免除されている世帯は、「設置世帯」として取り扱うこと。 また、「機器の経過年数」「作動確認の実施状況」調査は実施せず、同調査の回答を「不明」とすること。
- ・不在等により設置・未設置が確認出来ない世帯については、「調査世帯」に計上しないこと。
- ・住宅区分に関して一部店舗併用住宅については、一般住宅として取り扱うこと。 また、長屋については、共同 住宅等として取り扱うこと。

7. その他

- » 調査の際、一部設置世帯及び未設置世帯については、奏功事例を示す等をして、住宅用火 災警報器の設置促進に努めること。
- ▶ 調査の際、既に住宅用火災警報器を設置している世帯については、【別添3】を適宜活用し、作動確認の必要性やその方法等について周知に努めること。また、半年以内に作動確認を実施していない世帯については積極的に必要性を説明し、作動確認を実施してもらうように努めてください。
- ▶ 設置から10年を経過している世帯については、交換促進に努めること。

調査票(例)

〇調査世帯の住宅区分

- 問 お住まいの住宅は、次のうちどれに該当しますか。
 - 1. 一戸建て
 - 2. 共同住宅等(賃貸)
 - 3. 共同住宅等(持ち家)

〇設置状況について

問 条例により住宅用火災警報器の設置が義務付けられている住宅の部分全てに住宅用火災警報器 が設置されていますか。

[条例に基づき住宅用火災警報器の設置を義務付けられている住宅の部分]

- ・就寝の用に供する居室(寝室・子ども部屋)
- ・階段(寝室が2階以上の階にある場合)
- ●● (適宜、「台所」等条例に基づき設置が義務となる場所を追加してください。)
- 1. 設置している(全部設置)
- 2. 一部設置している (一部設置)
- 3. 設置していない(未設置)

〇前問で「設置している」「一部設置している」と回答した世帯の機器の経過

年数について

- 間 設置されている住宅用火災警報器は10年を経過していますか。
 - 1.10年経過した
 - 2.10年経過していない(交換済のため)
 - 3.10年経過していない(設置から未経過)
 - 3. 不明

〇作動確認の実施状況について

- 問 最近、半年間に住宅用火災警報器の作動確認を行いましたか。
 - 1. 実施(最近半年間に実施)
 - 2. 実施 (調査時に実施)
 - 3. 未実施
 - 4. 不明

〇作動確認の結果

- 問 作動確認の結果はどうでしたか。(設置されている住宅用火災警報器に1つでも不良があれば2を選択)
 - 1. 異常なし
 - 2. 電池切れ・故障
 - 3. 不明

忘れていませんか? 住宅用火災警報器の点検·交換!

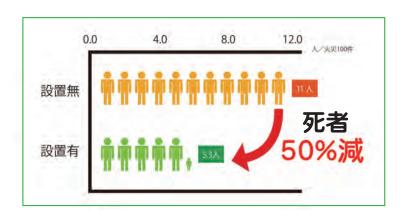
- ●点検は定期的(年2回)に
 - ●交換の目安は10年

住宅用火災警報器の効果にご注目

設置している場合は、いない場合と比べて死者の数は半減。

焼損床面積と損害額も大幅に減少。

住宅用火災警報器の設置で、火災の被害を少なくできます!





※平成29年から令和元年の火災報告から集計

いざという時に頼れる住宅用火災警報器

てんぷらを揚げているのに、火を消さずその場を離れてしまった・・・ タバコの火が座布団に落ちたのに、気づかなかった・・・・ 家族全員が寝ている夜中、放火された・・・ こんなとき、住宅用火災警報器がすぐに火災を警報でお知らせ! 初期消火や素早い避難をすることができます。



もしもの時に 住宅用火災警報器が 作動しなかったら・・・ そこで大切なのが、 点検と交換です。

誰でも簡単! 住宅用火災警報器の点検・交換

●点検は定期的に

本体のボタンを押すか、付属の紐を引きます。正常な場合、正常を知らせる音声や警報音が鳴ります。

少なくとも年に2回は点検しましょう。

(春・秋火災予防運動の時期に実施することを推奨)

反応しない場合は、すぐに交換しましょう!

●交換の目安は10年

設置から10年以上の場合も交換しましょう!

設置年数は、設置の時に記入した設置年月や交換期限で確認できます。

記載がない場合は、製造年でおおよその時期がわかります。







新しく交換する際は、生活に適した機器を!

火災などの危険に対して、より安心できるさまざまな機能を兼ね備えた機器の設置を 検討しましょう。

連動型住宅用火災警報器

作動した警報器から他の部屋の警報器へ連動させて警報を行い、火

災発生にいち早く気づけます。

部屋数の多い住宅 にお勧めです。



CO警報器複合型住宅用火災警報器

火災だけでなく、家庭内で発生する一酸化炭素 を検知します。

石油ストーブなどの燃焼機器を使用する方にお勧めです。



屋外警報装置

インターホンなどを通じて火災発生を家の外にも知らせます。通行人等の通報や、初期消火等の協力が期待できます。

一人暮らしや、お 年寄りのみの世帯 にお勧めです。



補助警報装置

火災を感知した際に、警報音以外の光や振動などで火災の発生をお知らせする付属機器です。

お年寄りや目・ 耳の不自由な方 にお勧めです。





Fire and Disaster Management Ag

お問合わせ先